協働のまちづくり 第60回

これまで、そして、これから

ポイ捨てや不法投棄ごみの根絶を目指して 前編

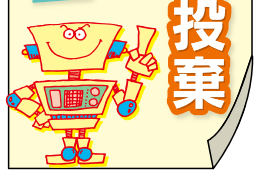

ポイ捨て、不法投棄ごみの回収や防止の見守りを続ける活動の輪が、市内で広がりを見せています。その中心的な活動をしている「クリーンアップむなかた」代表の松井大（ひろし）さん（赤間・69歳）に、現在に至るまでの経緯やこれからの思いなどを聞きました。

■問い合わせ先
市民活動交流室 ☎（36）0311

行政だけでは…環境を守る責務

ポイ捨てや不法投棄ごみを減らすことは、以前から市の課題として取り組んでいました。主な活動としては、公用車での監視パトロール、捨てられたごみの回収、禁止を呼びかける立て看板の設置、広報紙での啓発などでした。

活動を始めたきっかけなどを懐かしそうに話す松井さん（右）

一定の効果はあるものの「いたちごっこ」の感がありました。「いくら片付けても、またごみを捨てる。区長さんたちに協力してもらっても、捨てている人は市民だけじゃないからうまくいかん…」。市職員からよく聞かれたボヤキです。「どうにもならん」というあきらめムードが支配し、市としての活動の限界を感じていました。

このころはまだ、「環境を守ることは市民の責任でもあります」と訴えて理解を求めていく考えは、一般的には認識されていませんでした。

環境美化への強い覚悟

ポイ捨てや不法投棄ごみは、主に市と隣接する他市町の境に集中していたため、市を悩ましていました。しかし、平成になったころから、個人や自治会で、ごみ拾いへの取り組みがぽつぽつと出てきたのです。市民が環境美化に関心を持ち始めたのです。

この活動を飛躍的に広めたのが、「クリーンアップむなかた」の松井さんでした。個人で活動を始めた松井さんは、その必要性を個人や各種団体、事業所などまでに広めていきましたが、その時には強い覚悟があったと話します。

「私の性格は『あきやすのすきやす』。飽きやすく好きやすい、熱しやすく冷めやすいのです。そのことをよく知っていますから、この活動を始めたらやめることができない仕掛けが必要と考えました」。

その「仕掛け」とは…。団体や事業所ごとの清掃範囲を決め、その間に団体や事業所の名前を書いた立て札を立てるということでした。「自分が仕掛けたので、その立て札を見ると責任を感じてやめることができない」という考えです。今から12年ほど前のことでした。

「もう一つ、気が短いので何があっても腹を立てないと決心したつもりでしたが、随分怒りました」と松井さんは苦笑気味に話します。

変わっていった市の対応

松井さんの行動に、市の対応も随分と変わりました。今では「心強いです」と松井さんは言います。

「活動を始めたころ、市にはいろいろな相談や提言もしましたが『やかましいやつが来た』との態度がありありでした。担当部署の管理職の中には、目も合わせない人もいたのです。集めたごみ袋の準備や集めたごみの置き場の確保、集めたごみの運搬を受け持つようになったのです。将来的に、検証（評価）することが必要と考えた松井さんは、ごみの運搬量などの記録を市にお願いしました。

今まで取り組んできた活動などを紹介する松井さん（左）

「今では何事にも積極的です。特に担当課の職員はよくやっていますよ」と松井さんは感慨深そうに話します。私も市のOB。当時、松井さんの話をよく耳にしていました。そのため、懐かしさのあまり、取材中も「そうでしたね」と何度も相づちを打ってしまいました。

「数人のリーダーがいれば、まちが変わる」とはよく聞く言葉ですが、「強い情熱があれば、一人でもまちを、市を動かして変えることができる」。このことを、目の当たりにした思いがしました。

次回は、松井さんの活動に共鳴した一人・田島地区コミュニティ運営協議会事務局長の岩佐勝哉さん（68歳）を交え、地域の環境を守る活動を紹介します。

【後編へ続く】

（メイトム宗像 館長・立石実）

宗像市消費生活センター

転ばぬ先の杖

☎(33)5454

でばんビちゃん

引っ越しサービスでトラブルにならないために

春は引っ越しの多い季節ですが、トラブルに遭わないためには、引っ越し契約のポイントを知っておくことが大切です。

■事例1

10日前に引っ越し業者と契約をしたが、別の業者から取った見積もりの方が安かったので断りたい。解約料は支払わなければいけないか？

■アドバイス

国土交通省の「標準引越運送約款」では、解約日に解約を申し出た場合は引っ越し料金の10パーセント以内、当日に申し出た場合は20パーセント以内の額と定めています。事例の場合は、引っ越し予定日の2日前までに解約を申し出たため、解約料を支払う必要はありません。

ただし、ダンボールの持ち込みなどのサービスを受けている場合は、その費用は支払わなければいけません。

■事例2

引っ越しをして4カ月後にダンボール2個がないことに気付いた。業者に連絡をしたが、「申し出期限を過ぎているので責任は持てない」と言われた。

■アドバイス

「標準引越運送約款」では、荷物の一部紛失について、引き渡しが終わってから3カ月以内に申し出がない場合は、業者の責任がなくなると定めています。

引っ越しが終わったら、すぐに荷物の点検をしましょう。紛失や破損があった時は、すぐに業者へ連絡しましょう。

◎引っ越しをする時のポイント

▽業者を決める時は、少なくとも2～3社から見積もりを取りましょう。原則として見積もりは無料です。内金、手付金の必要はありません

▽現金や貴重品などは自分で管理しましょう。壊れやすいものや、パソコンなど取り扱いに注意が必要なものがある時は事前に申告しましょう

▽国土交通省で規定している一般貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送業事業者、貨物利用運送事業者のいずれかで、全国組織か地元での業績があり信用できる業者を選びましょう。保険加入や賠償補償がしっかりしていることも大事です

＊標準引越運送約款は、国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/common/000021071.pdfで確認できます

第2・第4土曜日電話相談

市消費生活センターでは、4月から月～金曜日の消費生活相談に加えて、毎月第2・第4土曜日に電話相談を開始します。ぜひ利用してください。

時間 8:30～17:00 ☎(33)5454

戦争は　してはいけない　けんかだよ（菅　倫花（みちか）・玄海小3年）

みんなにひとつしかない　いのちをたいせつにしよう（つるばやし　あすみ・玄海東小1年）